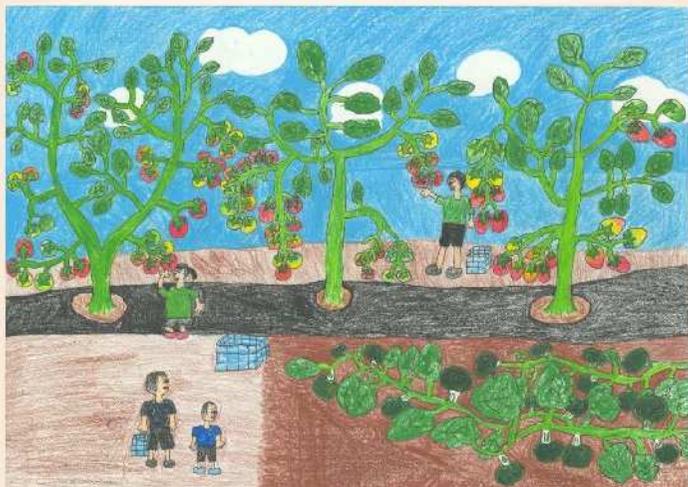


ほ場整備ソフト事業の手引き

(農業経営高度化支援事業)

～ほ場整備と一体的に進める農地利用集積～

【第4版】



令和3年度小中学生による「美しく豊かにならつく!」
絵画コンクール 小学校高学年の部 金賞受賞作品

目次

1 ほ場整備の効果	1
2 ほ場整備事業のしくみ	4
3 ソフト事業のすすめ方	7
4 促進費交付事業の概要	9
5 優良事例の紹介	11

令和4年
岩手県農林水産部農村建設課

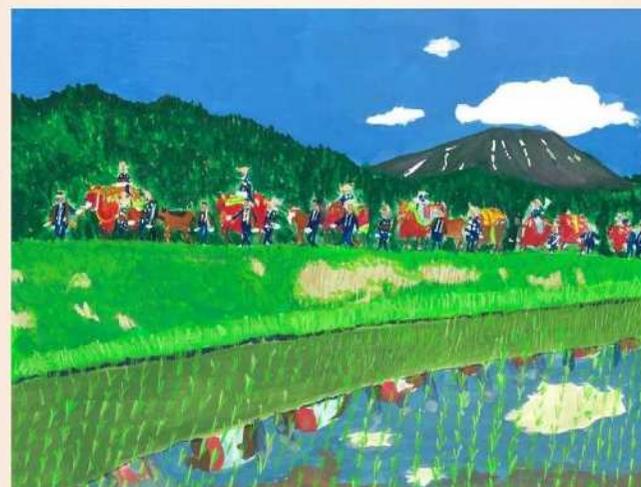
【改訂後】

ほ場整備ソフト事業の手引き

(農業経営高度化支援事業)

～ほ場整備と一体的に進める農地利用集積～

【第3版】



平成29年度小中学生による「美しく豊かにならつく!」
絵画コンクール 小学校高学年の部 金賞受賞作品

目次

1 ほ場整備の効果	1
2 ほ場整備事業のしくみ	4
3 ソフト事業のすすめ方	7
4 促進費交付事業の概要	9
5 優良事例の紹介	11

令和元年10月
岩手県農林水産部農村建設課

【改訂前】

ほ場整備事業によるハード・ソフトの推進により、担い手育成(法人化等)が進み、農地集積率も大幅に向上

1 担い手育成の促進

ほ場整備地区では、事業を契機に100を超える農業法人が新たに設立（事業前9法人 → R3実績139法人）

【事業実施前後における担い手の数】(R4.5農村建設課調べ)

	営農組織	農業法人	個人(人)
実施前	25	9	1,023
実施後	71	139	1,066
増減	46	130	43

2 農地集積の促進

(R4年4月時点 農村建設課調べ)

(1) 農地集積率が大幅に増加(事業前19.4% → R3実績79.9%)

【農地集積の推移】(R元～R3)

年度	完了地区数	受益面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha)		集積増加面積 (ha) ③-②	集積率(%) ③÷①	従前の 集積率(%) ②÷①	増加率 (%)
			実施前 ②	年度末実績 ③				
			R元	100				
R2	105	14,062 (14,902)	2,872	11,234	8,362	79.9	20.4 (19.3)	59.5 (60.6)
R3	106	14,082 (14,928)	2,894	11,256	8,362	79.9	20.5 (19.4)	59.4 (60.5)

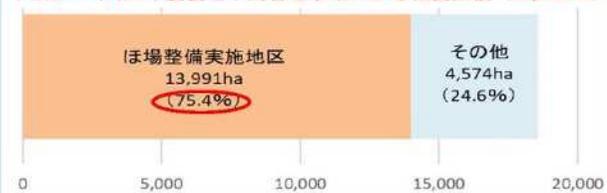
※H8からR3までの完了地区に係る集積状況。下段の()内は、事業実施前。

(2) 農地中間管理機構転貸面積の75%は、ほ場整備地区。

令和3年度までの農地中間管理機構による転貸面積のうち、ほ場整備実施または完了地区が75%を占めている。

理由としては、整備された農地は作業効率が良く、担い手の借り入れ希望が多いことや、農地利用集積ソフト事業により集積に関する出し手受け手の話し合いの場が確保されていることなどが挙げられる。

平成26～令和3年度農地中間管理事業による転貸面積 (18,565ha)



(R4年3月時点 農村建設課調べ)

ほ場整備事業によるハード・ソフトの推進により、担い手育成(法人化等)が進み、農地集積率も大幅に向上

1 担い手育成の促進

ほ場整備地区では、事業を契機に100を超える農業法人が新たに設立（事業前7法人 → H30実績121法人）

【事業実施前後における担い手の数】(R元.5農村建設課調べ)

	営農組織	農業法人	個人(人)
実施前	15	7	929
実施後	72	121	947
増減 (増加率)	57 (480%)	114 (1729%)	18 (102%)

2 農地集積の促進

(1) 農地集積率が大幅に増加(事業前16.8% → H30実績79.7%)

【農地集積の推移】(H28～H30)

年度	完了地区数	受益面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha)		集積増加面積 (ha) ③-②	集積率(%) ③÷①	従前の 集積率(%) ②÷①	増加率 (%)
			実施前 ②	年度末実績 ③				
			H28	88				
H29	95	12,623 (13,431)	2,243	9,394	7,151	74.4	17.8 (16.7)	56.6 (57.7)
H30	96	12,653 (13,461)	2,268	10,085	7,817	79.7	17.9 (16.8)	61.8 (62.9)

※ H8からH30までの完了地区に係る集積状況。下段の()内は、事業実施前の受益面積、集積率及び増加率。

(2) 農地中間管理事業の実績の8割は、ほ場整備地区。

H30までの農地中間管理事業の実績のうち、ほ場整備実施または完了地区が8割を占めている。

理由としては、整備済みのため作業効率が良く、担い手の借り入れ希望が多いことや、農地利用集積ソフト事業により集積の話し合いの場があることなどが挙げられる。

平成26～30年度農地中間管理事業による転貸面積 (14,936ha)



2 ほ場整備事業のしくみ

ほ場整備事業の制度について説明します。

ほ場整備事業は、ハード事業(区画整理・用排水施設等の整備)とソフト事業(農地集積等への支援)により構成されています。

なお、“4つの要件(型)”がありますので、地域の実情に応じて選択してください。

型	①一般型	②集約化型	③ 農地所有適格法人等育成型	④機構関連
	担い手を育成し、 農地集積 を促進	担い手を育成し、 農地集積・集約化 を促進	農地所有適格法人 を設立し、 農地集積 を進めます	機構に貸し付けた農地を 農家負担 なして整備
ハード	農業生産基盤整備事業 区画整理、用排水施設、農道等の整備を行います。 ・負担割合例:国50%、県30%、市町村10%、 農家10% (中山間地域:国55%、県30%、市町村10%、 農家5%)			負担割合 国62.5%、県27.5%、 市町村10%、 農家0%
ソフト(農業経営高度化支援事業)	指導事業、調査・調整事業 県や市町村、土地改良区等が、担い手育成や農地集積、高収益作物導入支援等の 指導 や 支援 を行います。			
	農業経営高度化促進事業 農地集積の達成度合いに応じ、促進費を交付します。 促進費は、農家負担金の繰上償還に活用でき、 促進費の交付により、負担軽減が可能! ただし、促進費は事業完了後に交付されるため、借金借り入れに伴う利子負担は必要です。 ⇒ 平場地域 農家負担:10% → 0% (利子負担必要) ⇒ 中山間地域 農家負担:5% → 0% (利子負担必要) ※促進費交付割合等詳細は9ページをご覧ください。			
経営体育成促進事業	経営体育成促進事業 (岩手県担い手育成農地集積事業) 事業負担額の6分の5以内(年度事業費の10%を上限)に相当する額 について、(株)日本政策金融公庫が土地改良区等に対し、 無利子資金で貸付 を行う事業。			

※型のうち①は農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1第5の1(2)ア、②は同要領別紙1第5の1(2)イ、③は同要領別紙1第5の1(2)ウを満たすものをいう。

2 ほ場整備事業のしくみ

ほ場整備事業の制度について説明します。

ほ場整備事業は、ハード事業(区画整理・用排水施設等の整備)とソフト事業(農地集積等への支援)により構成されています。

なお、“4つの要件(型)”がありますので、地域の実情に応じて選択してください。

型	①一般型	②集約化型	③ 農業法人等育成型	④機構関連
	担い手を育成し、 農地集積 を促進	担い手を育成し、 農地集積・集約化 を促進	農業法人 を設立し、 農地集積 を進めます	機構に貸し付けた農地を 農家負担 なして整備
ハード	農業生産基盤整備事業 区画整理、用排水施設、農道等の整備を行います。 ・負担割合例:国50%、県30%、市町村10%、 農家10% (中山間地域:国55%、県30%、市町村10%、 農家5%)			負担割合 国62.5%、県27.5%、 市町村10%、 農家0%
ソフト(農業経営高度化支援事業)	指導事業、調査・調整事業 県や市町村、土地改良区等が、担い手育成や農地集積、高収益作物導入支援等の 指導 や 支援 を行います。			
	農業経営高度化促進事業 農地集積の達成度合いに応じ、促進費を交付します。 促進費は、農家負担金の繰上償還に活用でき、 促進費の交付により、負担軽減が可能! ただし、促進費は事業完了後に交付されるため、借金借り入れに伴う利子負担は必要です。 ⇒ 平場地域 農家負担:10% → 0% (利子負担必要) ⇒ 中山間地域 農家負担:5% → 0% (利子負担必要)			

促進費交付割合

中心経営体集積率※	助成割合			
	平場地域		中山間地域	
	集約化 加算有	集約化 加算有	集約化 加算有	集約化 加算有
85%以上	6.8%	10.0%	4.0%	5.0%
75~85%	6.0%	8.4%	3.4%	4.2%
65~75%	5.2%	6.8%	2.8%	3.4%
55~65%	4.4%	5.2%	2.2%	2.6%

※ 中心経営体集積率 = 中心経営体の集積面積 / 受益面積

※ 集約化とは、中心経営体が集積する1ha以上の農地のまとまりのこと。

集約化のイメージは8ページをご覧ください。

ほ場整備事業を行うためには、“要件1及び2”を達成しなければなりません。

	①②③農業競争力強化農地整備事業	④農地中間管理機構関連事業									
	①一般型 ②集約化型	③農地所有適格法人等育成型									
要件1	受益面積が20ha以上 (中山間地域は10ha以上)	事業対象農地が10ha以上 (中山間地域は5ha以上)									
要件2	<p>① 事業完了時に、担い手の集積率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 40%未満 ⇒ 50%以上 40%～50% ⇒ 10ポイント引上げ 50%～55% ⇒ 60%以上 55%～90% ⇒ 5ポイント引上げ 90%～95% ⇒ 95%以上引上げ 95%以上 ⇒ シェア引上げ</p> <p>経営体育促進事業を実施する場合は、上記に加え次の(1)又は(2)及び(3)を満たすこと。</p> <p>(1) 全農家戸数に占める認定農業者の割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会が作成するアクションプログラムに定める目標割合以上であること。</p> <p>(2) 認定農業者数が、対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。</p> <p>(3) 事業完了時に、担い手の集積率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 20%未満 ⇒ 30%以上 20%～50% ⇒ 10ポイント引上げ 50%～55% ⇒ 60%以上 55%～90% ⇒ 5ポイント引上げ 90%～95% ⇒ 95%以上引上げ 95%以上 ⇒ シェア引上げ</p> <p>② 事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 23%未満 ⇒ 30%以上 23%～35% ⇒ 7ポイント引上げ 35%～38.5% ⇒ 42%以上 38.5%～63% ⇒ 3.5ポイント引上げ 63%～66.5% ⇒ 66.5%以上 66.5%以上 ⇒ シェア引上げ</p> <p>経営体育促進事業を実施する場合は、上記に加え次の要件を満たすこと。</p> <p>事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 13%未満 ⇒ 20%以上 13%～35% ⇒ 7ポイント引上げ 35%～38.5% ⇒ 42%以上 38.5%～63% ⇒ 3.5ポイント引上げ 63%～66.5% ⇒ 66.5%以上 66.5%以上 ⇒ シェア引上げ</p>	<p>③ 事業完了時まで農地所有適格法人が設立されること。(法人が既にある場合は、特定農業法人となること)かつ、事業完了時に、集積率が50%以上となること。</p> <p>事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上。(収益性とは販売額または生産コストで以下のとおり)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>担い手への集約化要件</th> <th>収益性要件</th> </tr> <tr> <td>集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する</td> <td>—</td> <td>①、②のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下</td> </tr> <tr> <td>集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)</td> <td>①～③のいずれかを満たすこと ①米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ②主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ③主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加</td> <td>①～④のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ③生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ④生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加</td> </tr> </table> <p>※集積・集約化率が概ね80%以上の地区は除く(該当地区は個別に相談) ※狭小・不整形や排水不良等生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象農地の過半を占める地域</p>	区分	担い手への集約化要件	収益性要件	集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	—	①、②のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下	集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)	①～③のいずれかを満たすこと ①米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ②主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ③主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加	①～④のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ③生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ④生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加
	区分	担い手への集約化要件	収益性要件								
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	—	①、②のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下									
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)	①～③のいずれかを満たすこと ①米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ②主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ③主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加	①～④のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ③生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ④生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加									
	<p>④ 事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 23%未満 ⇒ 30%以上 23%～35% ⇒ 7ポイント引上げ 35%～38.5% ⇒ 42%以上 38.5%～63% ⇒ 3.5ポイント引上げ 63%～66.5% ⇒ 66.5%以上 66.5%以上 ⇒ シェア引上げ</p> <p>経営体育促進事業を実施する場合は、上記に加え次の要件を満たすこと。</p> <p>事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 13%未満 ⇒ 20%以上 13%～35% ⇒ 7ポイント引上げ 35%～38.5% ⇒ 42%以上 38.5%～63% ⇒ 3.5ポイント引上げ 63%～66.5% ⇒ 66.5%以上 66.5%以上 ⇒ シェア引上げ</p>	<p>④ 事業対象農地の全てについて中間管理権が15年以上設定。事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化(P.6用語解説参照)。事業対象農地を構成する各団地は1ha(中山間は0.5ha)以上の連担化した農地。</p>									

【改訂後】

ほ場整備事業を行うためには、“要件1及び2”を達成しなければなりません。

	①②③農業競争力強化農地整備事業	④農地中間管理機構関連事業								
	①一般型 ②集約化型	③農業法人等育成型								
要件1	受益面積が20ha以上 (中山間地域は10ha以上)	事業対象農地が10ha以上 (中山間地域は5ha以上)								
要件2	<p>① 事業完了時に、担い手の集積率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 40%未満 ⇒ 50%以上 40%～50% ⇒ 10ポイント引上げ 50%～55% ⇒ 60%以上 55%～90% ⇒ 5ポイント引上げ 90%～95% ⇒ 95%以上引上げ 95%以上 ⇒ シェア引上げ</p> <p>② 事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 23%未満 ⇒ 30%以上 23%～35% ⇒ 7ポイント引上げ 35%～38.5% ⇒ 42%以上 38.5%～63% ⇒ 3.5ポイント引上げ 63%～66.5% ⇒ 66.5%以上 66.5%以上 ⇒ シェア引上げ</p>	<p>③ 事業完了時まで農業法人が設立されること。(法人が既にある場合は、特定農業法人となること)かつ、事業完了時に、集積率が50%以上となること。</p> <p>事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。</p> <p>さらに、下記ア、イのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 集積・集約化率が概ね50ポイント以上向上する場合には、米の生産コストが20%以上減少し、かつ、9,600円/60kg以下となること。</p> <p>イ 集積・集約化率が概ね50ポイント以上向上しない場合には、米の生産コストが9,600円/60kg以下となること、若しくは、生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物の生産額が10%以上向上、または、同割合が概ね5割以上向上すること。</p>								
	要件3	<p>④ 事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。</p> <p>事業採択時 事業完了時 23%未満 ⇒ 30%以上 23%～35% ⇒ 7ポイント引上げ 35%～38.5% ⇒ 42%以上 38.5%～63% ⇒ 3.5ポイント引上げ 63%～66.5% ⇒ 66.5%以上 66.5%以上 ⇒ シェア引上げ</p>	<p>④ 事業対象農地の全てについて中間管理権が15年以上設定されていること。事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化(P.6用語解説参照)すること。事業対象区域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。</p> <p>泉独自要件【県営土地改良事業計画調査のポイント】以下の3点を満たす地区であって、地元が希望する地区に適用していく。</p> <p>① 担い手への農地集積8割の目標達成に向けて相当程度の農地集積が見込まれること</p> <p>② 担い手の収益性の向上が見込まれる営農計画があり、それを実現する担い手の育成が具体的に見込まれること</p> <p>③ 事業計画公告日までの農地中間管理権の設定が可能と見込まれること</p> <table border="1"> <tr> <th>1の1～3の判定</th> <th>申請地区選定基準</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>目標種の農地集積率が90%以上であること</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地区の営農計画を実施する担い手と関係者が連携した具体的な行動計画が確認できること</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>採択申請書の提出までに、事業対象農地の全てにおける農地中間管理権の設定が確実と見込まれること</td> </tr> </table>	1の1～3の判定	申請地区選定基準	①	目標種の農地集積率が90%以上であること	②	地区の営農計画を実施する担い手と関係者が連携した具体的な行動計画が確認できること	③
1の1～3の判定	申請地区選定基準									
①	目標種の農地集積率が90%以上であること									
②	地区の営農計画を実施する担い手と関係者が連携した具体的な行動計画が確認できること									
③	採択申請書の提出までに、事業対象農地の全てにおける農地中間管理権の設定が確実と見込まれること									

【改訂前】

用語解説



- 前頁①～③の型の担い手とは、下記のいずれかをいう。
 - ・ 認定農業者（農業法人を含む）・・・認定農業者であること、又はなることが確実であること
 - ・ 生産組織・・・・・・・・規約があること、目標年度までに法人となり認定農業者となること、など
 - ・ 集落営農組織・・・特定農業団体となること、規約があること、経理一元化など
 - ・ 中心経営体・・・・・・・・地域農業マスタープランに位置づけた中心経営体
- 前頁④事業の担い手とは、下記のいずれかをいう。
 - ・ 認定農業者・・・市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体
 - ・ 認定新規農業者・・・市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体
 - ・ 市町村基本構想水準到達者・・・効率的かつ安定的な農業経営の水準に達するとみなす経営体
- 集団化・・・担い手が耕作する2筆以上の農地が接続又は道水路を介して接続し、農作業の継続に支障がない農地のまとまりのこと。
- 目標年度・・・ハード完了予定年度から5年後までのいずれかの年度
- 中山間地域・・・「離島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「山村振興法」、「棚田地域振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」により定められた過疎地域などの区域

(参考)事業採択前の計画調査スケジュールの例 【県営土地改良事業計画調査の手引き抜粋】

- 地域の営農ビジョンと、その実現のための事業導入に向けた地域の合意が得られたところで計画調査に着手します。
- 計画調査では、土地改良法に基づく手続きに必要な土地改良事業計画書のほか、国庫補助事業等の採択申請に必要な事業計画書や営農計画書の策定などを行います。
- 計画書の内容は、受益者や市町村、土地改良区等の意向を踏まえつつ、環境配慮や埋蔵文化財等の社会的な要請と調和させながら、その地域の将来を見据えてとりまとめます。
- 事業計画の策定に当たっては、計画の妥当性や透明性の確保の観点から、「必要性」、「重要性」、「緊急性」、「効率性」に留意して進める必要があります。
- 標準的なスケジュールは下表を参考としてください。



【改訂後】

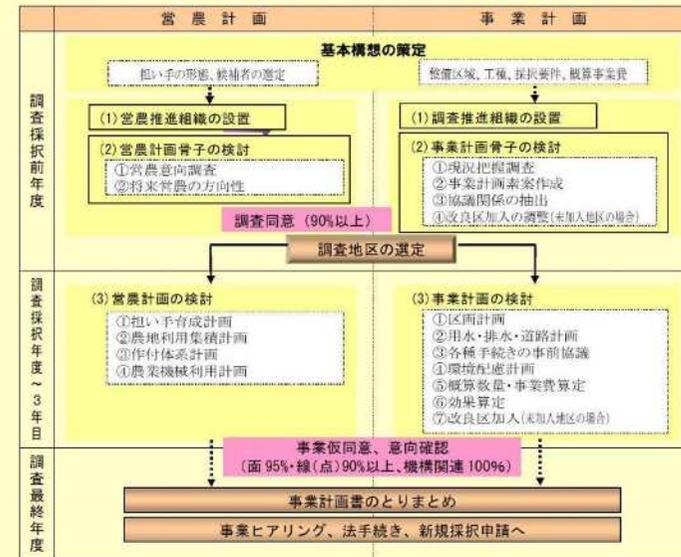
用語解説



- 上記①～③の型の担い手とは、下記のいずれかをいう。
 - ・ 認定農業者（農業法人を含む）・・・認定農業者であること、又はなることが確実であること
 - ・ 生産組織・・・・・・・・規約があること、目標年度までに法人となり認定農業者となること、など
 - ・ 集落営農組織・・・特定農業団体となること、規約があること、経理一元化など
 - ・ 中心経営体・・・・・・・・地域農業マスタープランに位置づけた中心経営体
- 上記④事業の担い手とは、下記のいずれかをいう。
 - ・ 認定農業者・・・市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体
 - ・ 認定新規農業者・・・市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体
 - ・ 市町村基本構想水準到達者・・・効率的かつ安定的な農業経営の水準に達するとみなす経営体
- 集団化・・・担い手が耕作する2筆以上の農地が接続又は道水路を介して接続し、農作業の継続に支障がない農地のまとまりのこと。
- 目標年度・・・ハード完了予定年度から5年後までのいずれかの年度
- 中山間地域・・・「離島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「山村振興法」、「半島振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」により定められた過疎地域などの区域

(参考)事業採択前の計画調査スケジュールの例 【県営土地改良事業計画調査のポイント抜粋】

- 地域の営農ビジョンと、その実現のための事業導入に向けた地域の合意が得られたところで計画調査に着手します。
- 計画調査では、土地改良法に基づく手続きに必要な土地改良事業計画書のほか、国庫補助事業等の採択申請に必要な事業計画書や営農計画書の策定などを行います。
- 計画書の内容は、受益者や市町村、土地改良区等の意向を踏まえつつ、環境配慮や埋蔵文化財等の社会的な要請と調和させながら、その地域の将来を見据えてとりまとめます。
- 事業計画の策定に当たっては、計画の妥当性や透明性の確保の観点から、「必要性」、「重要性」、「緊急性」、「効率性」に留意して進める必要があります。
- 標準的なスケジュールは下表を参考としてください。



【改訂前】

5 優良事例の紹介

令和2年度農業農村整備優良地区コンクール 農林水産大臣賞受賞

農事組合法人上小田代の活動概要

1 上小田代ぶどう沢地区:中山間地域総合整備事業(H25~R3) 地区面積20.2ha

2 農事組合法人上小田代の活動概要

- ・ 地区内の96.2%を集積
- ・ 山間地であり経営面積を大幅に拡大できない状況であるため、きゅうりや加工用トマトなどの高収益作物を導入するとともに、加工用トマトを利用した、トマトピューレ、トマト味噌ラーメン等を開発して販売を行い、地区全体の農業生産額の拡大を実現
- ・ 高収益作物の導入や加工品の開発・販売を行うことにより、新たな雇用の機会を提供



きゅうりの選別状況



トマトピューレ

令和3年度東北農政局土地改良事業地区営農推進功労者表彰 東北農政局長賞受賞

農事組合法人宇部川ファーム

1 宇部川地区:農村地域復興再生基盤総合整備事業(H25~R2) 地区面積80.3ha

2 農事組合法人宇部川ファームの活動概要

- ・ 震災後、原形復旧にとどまらず基盤整備事業により大区画化した農地を農地中間管理事業で集積・集約化
- ・ 湛水直播栽培により生産コストを低減。久慈地域特産短角牛へ給餌する粳米サイレージ製造、販売による耕畜連携
- ・ ミントマトの養液栽培に取り組み集落内外の女性・高齢者を雇用するとともに、障がい者福祉施設へパック詰め作業を委託し農福連携を実施



粳米サイレージを給餌



ミントマトの溶液栽培

5 優良事例の紹介 (土地改良事業地区営農推進功労者表彰)

事業実施を契機に生産対策等に積極的に取り組み、安定した農業経営が行われている優良団体に対して表彰を行い、その成果を広く波及させることを目的として平成5年度から実施。

地区名	市町村	受賞団体名	取組事例	受賞年度
小瀬川 (経営体育成)	花巻市	有限会社鍋割川ユニオン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内外の150haの農地を集積し、米の生産コストは9,139円/60kgを実現 ・ 県内外の若者4名を雇用するとともに、収穫作業への女性・高齢者の就業機会を創出 	H30東北農政局長賞
南日詰 (経営体育成)	紫波町	株式会社アグリ紫波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内外の153haの農地を集積し、水稲-小麦-そばの2年3作の高度利用 ・ 高収益作物として平成21年度からりんどうを導入。地区の女性6名が活躍 	H29東北農政局長賞
満倉 (経営体育成)	奥州市	みつくら農事組合法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲生産費9,000円/60kgを達成 ・ 乾燥調製コスト削減と大豆クリーニングによる出荷等級向上・増益を実現 ・ 籾殻固形燃料製造機を導入し、冬期間の就労、労賃確保を実現 	H28東北農政局長賞

平成30年度東北農政局土地改良事業地区営農推進功労者表彰 東北農政局長賞受賞

有限会社鍋割川ユニオンの活動概要

1 小瀬川地区:経営体育成基盤整備事業(H23~H29) 地区面積32.3ha

2 有限会社鍋割川ユニオンの活動概要

(1) 農地集積・基盤整備による生産性の向上と複合経営

- ・ 地区内の98%を集積。法人の経営面積は約150ha
- ・ 水稲・麦・大豆、雑穀、飼料用米等のブロックローテーションを実施しているほか、ピーマン・アスパラガス等の高収益作物を導入
- ・ 機械の汎用利用や、中古機械の利用、作業計画・作業改善を実践することで、米の生産コストは9,139円/60kgを実現

(2) 若い担い手の育成、女性、高齢者等の就業機会の創出

- ・ H25から、Uターン者や非農家など県内外の20~30代の若い従業員4名を雇用
- ・ 技術向上を図りながら、責任と生きがいをもって働ける環境づくりに取組中
- ・ 集落等の農家の女性や高齢者等をパートタイムで雇用し、ピーマンの収穫や、水稲の育苗箱の洗浄作業等を実施



水稲作業の様子



(有)鍋割川ユニオンの皆さん

農事組合法人サンファーム小友

1 陸前高田地区(小友工区):東日本大震災復興交付金(農用地災害復旧関連区画
整理事業)(H24~H28) 地区面積90.3ha

2 農事組合法人サンファーム小友の活動概要

- ・ 地区内の92%を農地中間管理事業の活用により集積
- ・ 高収益作物であるたまねぎの導入と栽培技術の研鑽により単収が向上
- ・ 地域の稲田の風景を謳った「千町田(ちまちだ)」をパッケージに利用した生産米を販売し、「小友の良さ」や「小友の米」の魅力を発信



たまねぎの栽培



「千町田米」のパッケージ

農事組合法人遠野こがらせ農産

1 土淵地区:経営体育成基盤整備事業(H11~H25) 地区面積122.6ha

2 農事組合法人こがらせ農産の活動概要

- ・ 地区内の95%を集積。法人の経営面積は約145ha
- ・ 高収益作物であるピーマンを導入し、夏季の収入源と地域の女性や高齢者等の雇用の場を創出
- ・ 地域の団体と連携し、農業体験など都市と農村との交流を行い、農業の理解醸成を促進



ピーマンの選果作業



直播田植機による田植え作業

株式会社アグリ紫波の活動概要

1 南日詰地区:経営体育成基盤整備事業(H12~H23) 地区面積88.1ha

2 株式会社アグリ紫波の活動概要

- ・ 地区内の96%を集積。法人の経営面積は約150ha
- ・ 土地利用調整機能を地域の中心となって担い、ブロックローテーションを実施
- ・ 熟期の異なるもち米3品種の作付による作業の平準化による規模拡大や、水稲-小麦-そばの2年3作による農地の高度利用、用水の効率的な利用を実現
- ・ 高収益作物として平成21年度からりんどうを導入。地区の女性6名が中心となって作業を行い、収益の向上と雇用創出につながっている



もち米収穫作業



小麦収穫作業



りんどう収穫作業

みつくら農事組合法人の活動概要

1 満倉地区:経営体育成基盤整備事業(H12~H23) 地区面積106.4ha

2 みつくら農事組合法人の活動概要

- ・ 地区内の91%を集積。法人の経営面積は約96ha
- ・ 大豆作では畦立播種技術により、課題であった排水不良を解消し、215kg/10a(県平均:153kg/10a)の単収を実現
- ・ 水稲と大豆双方で利用できる機械導入と、農機具管理の徹底による機械費・修繕費の削減のほか、水稲施肥量削減や水稲疎植栽培等の低コスト栽培技術を導入した結果、米の生産コストは9,000円/60kgを実現
- ・ 地区内外で廃棄物となっていた籾殻を資源に変えるため、H27に籾殻固形燃料製造機を導入。オペレータの冬期間の就労、労賃確保を実現



防除作業



小麦収穫作業



籾殻固形燃料製造機